

経営会議の内容

件 名	大和市学校給食費補助金交付要綱の制定について
所 管 部	教育部
日時・場所	平成26年 1月28日（火） 13:40～14:00 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、教育部長、議会事務局長、保健給食課長
提 出 理 由	少子化対策の一つとして、市立小中学校等における給食費について公費による助成を行いたいため
会議経過	【主な意見等】 ・所得制限を設ける予定とのことだが、対象を主たる生計維持者のみとすることで良いのか。共働き家庭が優遇されてしまうことにならないか。 （所管部）指摘の問題点は承知しているが、少子化対策として国が実施している児童手当法の考え方と同様にした。 ・経済的負担の軽減を目的とするのであれば、第1子、第2子が大学生や高校生などである子を養育する保護者こそ支援を必要とするのではないか。 （所管部）市立小中学校に子どもが同時に3人以上通っていて、その給食費を負担している保護者を対象にしたいと考えている。 ・本事業の目的を少子化対策の一つと考えた場合、私立学校に通う子の保護者を対象とすることも可能なのではないか。 （所管部）所得制限を設けることや、生活保護及び就学援助の考え方などに鑑み、私立学校に就学している場合は除外することとした。 ・所得制限を設けることを考慮すれば、むしろ私立学校を対象としてもよいのではないか。 （所管部）学校給食法の規定に基づく保護者の負担として、本市へ給食費を支払っている者を基本に、就学援助との整合性を図った。 ・就学援助は扶助費での支出となるが、本事業に基づく支出は補助費とのことである。扶助費の方が妥当なのではないか。 （所管部）保護者の負担について規定した学校給食法第11条との関係から、補助費として整理を行った。 ・県内での先行例について、市では実施例がないとのことだが、町村では例があるのか。 （所管部）市では本市が初となるが、町村では箱根町などで既に実施している例がある。
会議結果	案のとおり、進めていく。